

回 覧 令和3年7月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

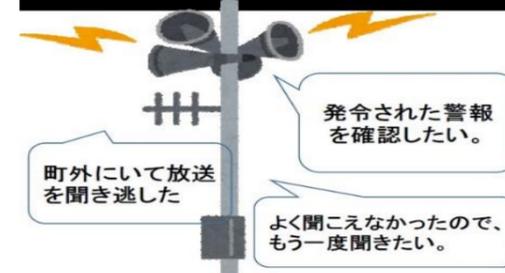
◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| <重要> | 1 | ◆【新型コロナウイルス】感染対策を引き続き行ってください |
| | 2 | ◆第3弾 みまたん応援プレミアム付商品券について
◆マイナンバーカードをお持ちの人、これから交付を受ける人に、商品券を交付します！ |
| <募集> | 3 | ◆都城高専教養講座「刃物と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します |
| | 4 | ◆令和3年度（第21回）赤い羽根図書・クオカード原画を募集します |
| <お知らせ> | 5 | ◆令和3年度の自衛官等の募集を行います
◆町内一斉清掃を実施します |
| | 6 | ◆2つのサマージャンボでラッキージャンプ！
◆家庭用パソコンを宅配便で回収します |
| | 7 | ◆三股町空き家等情報バンク制度のご案内
～住まなくなった家、登録しませんか～
◆三股町就学相談会を開催します |
| | 8 | ◆公共施設の予約状況が町公式サイトで確認できるようになります
◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。



- 【利用上の注意】
- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
 - ② 放送内容を当日のみ確認できます。
 - ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|--|
| <保健と福祉> | 9 | ◆児童扶養手当の現況届を提出してください |
| | 10 | ◆「母子および父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます |
| <保健と福祉> | 11 | ◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します
◆後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例が見直されます
◆後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？ |
| | 12 | ◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」を一斉更新します
◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります |
| | 13 | ◆三股町特定高齢者福祉用具給付事業のお知らせ
◆水稻の病害虫防除を行います |
| <農林畜産業関連> | 14 | ◆令和4年度分「電気防護柵（イノシシ・シカ用）」の申し込みを受け付けます
◆多職種電話相談のご案内 |
| <相談> | 15 | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



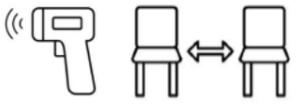
◆【新型コロナウイルス】感染対策を引き続き行ってください

県内の新型コロナウイルス警報レベルが、
レベル3（感染拡大緊急警報）から**レベル2（特別警報）へ移行**しました。

町民の皆さんには、引き続き感染対策をとっていただくようお願いします。

■県からの行動要請

- 対象地域 = 県内全域
- 要請期間 = 6月21日（月）～当面の間
- 要請内容 =
 - ①会食時の「みやぎモデル」の徹底
 - ・特に、大人数、長時間は控えてください
 - ②高齢者施設・障害者施設の面会
 - ・感染対策を徹底のうえ、人数・時間を最小限でお願いします
 - ③高齢者施設従事者等の会食
 - ・高齢者、基礎疾患がある人、高齢者施設・障害者施設・医療機関従事者の皆さんは、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします。

基本的な感染防止対策のお願い		
<p>マスクを外さないで！ マスクを外すときは会話はやめて！</p>  <p>隙間の無いよう適切に装着を</p> <p>特に職場での休憩や食事の時間等に注意をお願いします</p>	<p>新しい生活様式の実践を！</p>  <p>密集 密接 密閉</p> <p>特に高齢者や基礎疾患がある方と接する場合は注意してください</p>	<p>県外との往来は慎重に！</p> <p>感染拡大地域等への不要不急の往来は引き続き自粛をお願いします</p> <p>当面は県内観光をお願いします</p>
<p>ガイドライン遵守の徹底を！</p>  <p>各事業者の皆様は感染拡大防止のためのガイドラインを遵守してください</p>	<p>会食は「みやぎモデル」で！</p>  <p>特に、大人数、長時間での会食は控えてください</p>	<p>少しでも体調に異変がある場合は、すぐに身近な医療機関の受診を！</p>  <p>医療機関では、症状のある方は積極的に新型コロナの検査を行います</p>

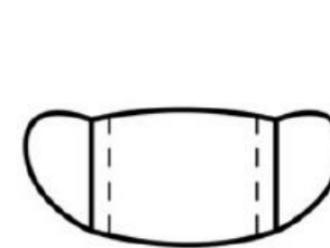
図：宮崎県庁公式サイトから引用

■新たな変異株（デルタ株など）への対策

従来の新型コロナウイルスが、流行する中で変異し、従来株よりも感染しやすい、重症化しやすい、免疫やワクチンの効果を低下させるなどの可能性が指摘されています。

変異株であっても、一人ひとりに必要な対策はこれまでと変わりません。

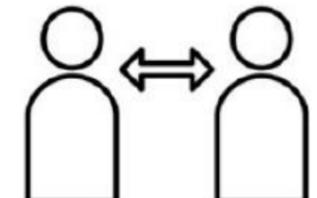
より感染しやすいという特性を理解し、引き続き、基本的な感染予防対策を徹底してください。



マスク着用



手洗い・消毒



ソーシャルディスタンス

図：宮崎県庁公式サイトから引用

■ワクチン接種後の感染防止対策のお願い

ワクチン接種により感染が完全に防げるものではありません！

ワクチンを受けた後も、

マスクの着用など、引き続き感染予防対策をお願いします。

◆第3弾 みまたん応援プレミアム付商品券について

6月10日(木)から販売している「第3弾 みまたん応援プレミアム付商品券」は、7月1日(木)から商品券取扱店舗で使用が可能となります。

使用可能期間や取扱店舗をご確認のうえ、期間内にご使用ください。

なお、使用可能期間終了後は商品券の使用や払い戻しはできませんので、ご注意ください。

■使用可能期間 =

7月1日(木)～10月31日(日)

■取扱店舗 =

町商工会加盟店舗

※4月に全世帯宛に発送した案内文に使用可能店舗一覧を同封していましたが、その後店舗一覧に追加がありました。詳しくは町公式サイトまたは店頭ポスター・ステッカーでご確認ください。

●商品券の販売について(参考)

申し込み世帯に郵送した購入引換券を準備して、販売場所で購入して下さい。

■販売期間 =

6月10日(木)～9月30日(木)まで

■販売時間 =

午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝祭日を除く

■販売場所 =

三股郵便局

宮村郵便局

蓼池郵便局

★お問い合わせは、

企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口)

☎: 52-9084(直通) お願いします。



◆マイナンバーカードをお持ちの人、これから交付を受ける人に、商品券を交付します！

マイナンバーカードの普及促進とコロナ禍で大きなダメージを受けている町内事業者への支援を目的に、既にマイナンバーカードを持っている人およびこれからマイナンバーカードの交付を受ける人に、町商工会オリジナル商品券(1人あたり1,000円)を交付します。

ぜひ、この機会にマイナンバーカードの取得をお願いします。

■交付対象者 =

①マイナンバーカードを持っている人

6月30日(水)時点で、町内に住民登録があり、有効なマイナンバーカードを持っている人。

②これからマイナンバーカードの交付を受ける人

7月1日(木)～11月30日(火)に、町からマイナンバーカードの交付を受ける人。ただし、8月31日(火)までにマイナンバーカードの申請をすることが必要です。

※マイナンバーカードの交付には、申請から1～2カ月程度かかりますので、早目の申請をお願いします。

■交付開始日と交付方法 =

①マイナンバーカードを持っている人

7月以降、特定記録郵便で発送します。申請は不要です。

②これからマイナンバーカードの交付を受ける人

7月以降、マイナンバーカード受け渡し時に商品券を窓口で渡します。

■商品券の概要 =

有効期間: 7月1日(木)～12月31日(金)

使用店舗: 町商工会加盟店舗

※第3弾みまたん応援プレミアム付き商品券との併用は可能ですが、使用店舗が異なり、大型店での使用はできません。



★お問い合わせは、

企画商工課 商工観光係(3階 ②番窓口)

☎: 52-9084(直通) お願いします。

募 集

◆都城高専教養講座「刃物と砥石の基礎と包丁の研ぎ方教室」の受講生を募集します

刃物や砥石の種類などの学習や、刃先の状態を顕微鏡で確認して刃物に関する基礎知識を学習します。また参加者が実際に刃物を研いで切れ味を確認します。

■開催日時 = 9月10日(金)・11日(土) 全2回予定

回	日時	内容
1	9月10日(金) 午後6時30分～8時30分	刃物や砥石の種類を知り、 研ぎ方の基礎知識を学ぼう
2	11日(土) 午前9時～正午	実際に包丁を研いで切れ味を 確認しよう

※開催日によって開講時間が異なりますのでご注意ください。
日程は都合により変更することがあります。

■対象者 = 町・市民一般(一般成人、初心者向け)

■募集人数 = 10人

※申し込み多数となったときには、抽選とする場合があります。

■講師 = 都城高専 機械工学科 准教授 瀬川裕二
技術支援センター 技術専門職員 富山光照、海田英生

■場所 = 都城高専 専攻科研究棟2階 多目的ホール、実習工場

■申込期間 = 7月14日(水) 午前9時～8月5日(木) 必着
※申込開始日以前の申込みは無効ですのでご注意ください。

■講習料 = 無料
※別途、参加料(保険料・材料費など)として1,000円が必要です。

■持ってくる物 = 自宅で使用している包丁(1日目、2日目の両方)

■申込手続 = ファクス、メール・はがき、インターネットのいずれかの方法で申し込みます。

- ファクス: 指定の教養講座申込書に記入の上、申し込みをしてください。
 - メール・はがき: 下記記載事項を記載の上、申し込みをしてください。
 - インターネット: QRコードからアクセスし、申し込みをしてください。
- ※原則、電話でのお申し込みはできませんのでご了承ください。

■記載事項 =

- ①講座名 ②氏名(ふりがな) ③性別 ④年齢
- ⑤自宅の郵便番号・住所
- ⑥自宅の電話番号または連絡先(日中連絡が取れる番号)

申込用QRコード



※新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止または延期する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症に関する詳しい対応は都城高専公式サイト「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」をご覧ください。

※受講者決定時点のお住まいの地域の感染状況によっては受講をお断りする場合がありますのでご了承ください。

※メールで申し込みの場合、数日経っても受け付けの連絡がなければ不着の可能性があるので、お手数ですが電話にて確認の連絡をお願いします。

※受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合はその旨の連絡をはがきで送付します。

※8月6日以降から講座開講日一週間前までに、受講決定者へ「受講決定通知書」を送付します。受講の可否を早めに確認したい人は、お手数ですが、お問合せ先までご連絡をお願いします。

※参加料は開講日初日(9月10日)に集めます。

※開催中、本校教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、都城高専公式サイトや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。

※申し込み時の情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。

★申し込み お問い合わせは、
都城高専 総務課企画係(受付時間 平日 午前8時30～午後5時)
〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町473-1
☎: 47-1306(原則、電話でのお申し込みはできません)
ファクス: 38-1508
Eメール: kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp(携帯電話等からも可能です)

※募集案内及び受講申込書は本校ホームページからダウンロードができます。

URL <http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/index.html>

◆令和3年度（第21回）赤い羽根図書・クオカード原画を募集します

赤い羽根共同募金運動に対する理解を深め、運動の普及拡大と温かい助け合いの心の輪を広げるため、赤い羽根図書・クオカードを作成し、赤い羽根共同募金運動展開に活用しようという趣旨で、広く県民を対象として図書・クオカード原画を募集します。

■主催 = 社会福祉法人 宮崎県共同募金会

■後援 = 宮崎県・宮崎県教育委員会・宮崎県社会福祉協議会

■応募資格 = 制限はありません。誰でも応募できます。
※募集作品は一人3点までとし、未発表のものに限ります。

■応募方法 =

- ①原画は用紙1枚につき1点とします。
- ②用紙の裏側に住所、氏名、年齢、電話番号、職業（学生の場合は学校名・学年）を記入してください。
- ③用紙の裏側に原画の説明（意味・意図など）を書き添えてください。

■テーマ・内容 =

- ①共同募金のシンボルである赤い羽根を配し、分かりやすく親しみやすいものとしします。
- ②赤い羽根の図柄は概ね右のものとしします。→
- ③用紙の大きさはB5サイズ（約18×26cm）とします。（台紙などは付けないこと）
縦横は自由ですが、大きさが著しく異なるものは受け付けできませんのでご注意ください。
- ④表現（描画）材料は自由とします。
- ⑤色彩も自由とします。
- ⑥原画の中には文字、数字は入れないでください。
- ⑦既存のキャラクターは使用しないでください。



■送付先 =

〒880-0007 （宮崎市原町2-22）
宮崎県福祉総合センター人材研修館内 社会福祉法人 宮崎県共同募金会
☎：0985-22-3878

■募集期限 = 7月31日（土）[当日消印有効]

■審査 = 審査会（宮崎県共同募金会広報委員会）を開催して審査します。

■審査発表 = 9月中旬ごろまでに行います。

■入選作品 =

最優秀作	1点	2万円
優秀作	4点	5,000円
佳作	15点	3,000円
努力賞	20点	記念品（高校生以下のみ）

※高校生以下の応募者は、賞金を商品券などに代えることがあります。

■著作権や個人情報の取り扱い =

- ①入選作品の著作物使用权などの諸権利は主催者に帰属します。
- ②応募者の個人情報は、主催者が原画募集および作品展を開催するために必要な事務手続き以外には利用しません。
※ただし、展示および公式サイトへの掲載の際には、市町村名、氏名、職業（学生の場合は学校名学年）を掲載します。
- ③本人の同意なく第三者への開示や提供は行いません。

■その他 =

- ①応募者全員に参加賞として記念品を贈呈します。
- ②入選作品は返却できませんのでご了承ください。
- ③図書カードとは、図書カード取扱書店で書籍・雑誌が購入できるカードです。またクオカードとは、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなどで利用できるカードです。
- ④9月下旬から、県福祉総合センターで「赤い羽根図書・クオカード画応募作品展」を開催し、応募のあった全作品を展示する予定です。
- ⑤図書・クオカード原画や赤い羽根年賀はがき図案として使用する場合、デザインを一部補作、修正する場合があります。

※過去の入選作品は公式サイトで確認することができます。
<http://www.akaihane-miyazaki.jp>

★お問い合わせは、

社会福祉法人 宮崎県共同募金会（宮崎県福祉総合センター人材研修館内）
☎：0985-22-3878 にお願います。

◆令和3年度の自衛官等の募集を行います

自衛隊は、国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わります。

(近年では、海外での平和貢献活動も行っており、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。このように、国民の生命と財産を守り、また、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。)

次の日程で、各種自衛官などの試験を実施いたします。種目ごとに受付時期や試験日が異なりますので確認してください。

募集種目	受付期間	1次試験日	応募資格
一般曹候補生	7月1日(木) ～9月6日(月)	9月18日(土)	18歳以上33歳未満の人
自衛官候補生	7月1日(木) ～9月6日(月)	9月18日(土)	18歳以上33歳未満の人
航空学生	7月1日(木) ～9月9日(木)	9月20日(月)	海：18歳以上23歳未満の人 高卒者(見込含)または 高専3年次修了者(見込含) 空：18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込含)または 高専3年次修了者(見込含)
防衛大学校 学生(一般)	7月1日(木)～ 10月27日(水)	11月6日(土) 7日(日)	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込含)または高専3 年次修了者(見込含)
防衛医科大学校 医学科学生	7月1日(木)～ 10月13日(水)	10月23日(土)	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込含)または高専3 年次修了者(見込含)
防衛医科大学校 看護学科学生 (自衛官候補 看護学生)	7月1日(木) ～10月6日(水)	10月16日(土)	18歳以上21歳未満の人 高卒者(見込含)または高専3 年次修了者(見込含)

★お問い合わせは、自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所
(陸上自衛隊都城駐屯地内)

☎：23-3944 にお願ひします。



お知らせ

◆町内一斉清掃を実施します

町内の一斉清掃を次のとおり実施します。快適な生活環境づくりのために、各自治公民館や各支部などでお住まい周辺の清掃をお願いします。

町内一斉清掃：8月1日(日)

雨天中止

■搬入場所 = 一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)

■搬入時間 = 午前7時～9時

※時間厳守をお願いします。

やむを得ず搬入時間に間に合わなくなった場合は、一般廃棄物最終処分場まで連絡をしてください。

一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた) ☎：52-5424

■搬入できるごみ =

・清掃で出た側溝の泥、火山灰、草、不燃物、剪定枝

○分別して、直接搬入してください。

※町役場では回収しません。

○処分場内では係員の指示に従ってください。

○持ち込める剪定枝は、枝の直径が10センチ以下のものです。

○草、剪定枝は袋に入れなくてください。

○自宅に保管している火山灰については、この機会に搬入してください。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎：52-9082(直通)をお願いします。



◆2つのサマージャンボでラッキージャンプ!

今年も、「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、同時発売されます。

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

■主な当せん金 =

・「サマージャンボ宝くじ」(発売総額690億円・23ユニットの場合)

1等 . . . 5億円 × 23本

前後賞各 . . . 1億円 × 46本

・「サマージャンボミニ」(発売総額210億円・7ユニットの場合)

1等 . . . 3,000万円 × 28本

前後賞各 . . . 1,000万円 × 56本

■発売期間 = 7月13日(火)～8月13日(金)

■発売場所 = 全国の宝くじ売り場

(※パソコンやスマホなどインターネットでも購入できます!)

■抽せん日 = 8月25日(水)

■支払い開始日 = 8月30日(月)



※昨年のサマージャンボ宝くじ(第848回全国自治宝くじ)、サマージャンボミニ(第849回全国自治宝くじ)の時効は8月25日(水)です。お忘れなく!

宝くじは、県内で買いましょう!
県内の売り上げが地域の振興に役立てられています。

★お問い合わせは、

(公財)宮崎県市町村振興協会

☎: 0985-31-9590 にお願ひします。

◆家庭用パソコンを宅配便で回収します

町と協定を締結した小型家電リサイクル法の認定事業者・リネットジャパン(株)が、宅配便を利用した家庭用パソコンの回収サービスを7月1日(木)から開始します。利用方法は次のとおりです。

■利用方法 =

①リネットジャパン(株)公式サイト(<http://www.renet.jp/>)から回収を申し込む。(インターネットが使用できない方は、下のお問い合わせ先専用窓口へご相談ください。)

②段ボール箱(3辺合計140cm、20kg以内)に、不要になった家庭用パソコンを入れる。

・段ボール箱に入れば何点でも可。

・プリンタ、スキャナー等の周辺機器も一緒に梱包可。

・データ消去ソフトも無料で利用できます。

③希望日時に、宅配業者が段ボール箱に入れた家庭用パソコンを回収。

④パソコン本体を含む回収は1箱分無料。

2箱目以降とパソコン本体以外は1箱当たり1,650円(税込)

※回収費用の支払い方法などについては、リネットジャパン(株)公式サイト(<http://www.renet.jp/>)を確認するか、問い合わせ専用窓口(☎: 0570-085-800)にお尋ねください。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎: 52-9082(直通)にお願ひします。



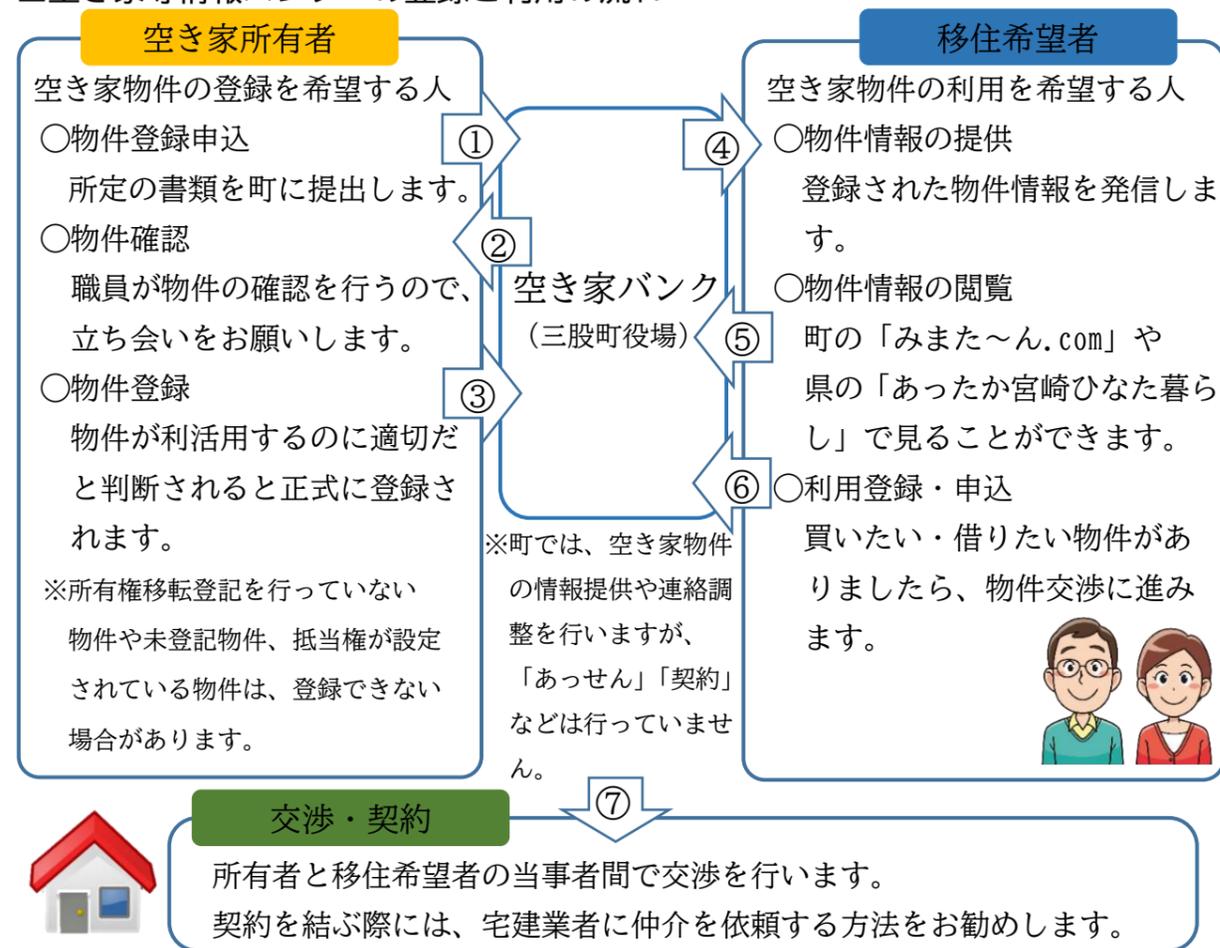
◆三股町空き家等情報バンク制度のご案内 ～住まなくなった家、登録しませんか～

町は、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、「三股町空き家等情報バンク」を運用しています。

■空き家等情報バンク制度とは =

この制度は、空き家を「売りたい人」「貸したい人」の空き家情報を登録し、その空き家に関する情報を町や県の移住・定住情報サイトで紹介することで、空き家の利用を希望する人へ情報提供する制度です。

■空き家等情報バンクへの登録と利用の流れ =



また、空き家の利活用促進として、空き家等情報バンクに登録された物件を購入し、その物件の「家財の処分」や「改修」を行う人で、要件を満たす場合には補助金の交付を受けることができます。

詳しい要件や、空き家に対するご相談は、町企画商工課にお問い合わせください。

★お問い合わせは、企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）
☎：52-1114（直通）をお願いします

◆三股町就学相談会を開催します

町教育委員会では、一人一人の子どもが、よりスムーズに小学校に入学できるよう準備を進めています。就学にあたって、子どもの健康面、発達面、生活面などに何らかの不安や悩みを感じている保護者を対象に相談会を開催します。気軽にご相談ください。

※相談内容の秘密は守ります。

※相談費用はかかりません。

■日 時 = 8月を予定しています。

■対象者 = 令和4年度小学校入学予定児童
※平成27年4月2日～平成28年4月1日生

■相談員 = 教育・福祉の専門の先生

■申込方法 = 相談希望の方はご連絡ください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会
教育課 学校教育係 教育支援担当（町中央公民館内）
☎：52-9314（直通）をお願いします。

◆公共施設の予約状況が町公式サイトで確認できるようになります

町教育委員会が貸し出しを行っている体育施設、公民館などの社会教育施設や各公園などの利用予約状況が、インターネットを接続したパソコンやスマートフォンなどを使って、町公式サイトで確認できるようになります。

8月1日(日)からの利用開始に向けて、現在準備を進めています。ぜひご利用ください。



■閲覧開始日 = 8月1日(日)

■予約状況を確認できる施設 =

区分	施設名	所在地
体育施設 (体育館・弓道場・野球場など)	町体育館	五本松7番地1
	武道体育館	五本松13番地4
	多目的スポーツセンター	五本松8番地2
	西部地区体育館	大字樺山1765番地10
	中央テニスコート	大字樺山3566番地1
	弓道場	大字樺山3488番地
	四半的弓道場	五本松8番地1
	第2地区交流プラザ	大字樺山2729番地1
	町内の小・中学校体育館	各学校敷地内
	旭ヶ丘運動公園 ・野球場 ・ソフトボール場 ・陸上競技場	大字蓼池5044番地1
社会教育施設	中央公民館 第1～第9地区分館	五本松8番地1
その他公園など	ふれあい中央広場 ほか各公園	大字樺山3404番地2 ほか

※町公式サイトから公共施設の予約申請はできません。

※各施設の申請方法や利用料金など、くわしくは町公式サイト

(<https://www.town.mimata.lg.jp/>)の「文化・スポーツ」のページをご確認ください。

★お問い合わせは、町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内)

☎: 52-9312(直通) / ファクス: 52-9724

をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎: 52-1112(直通)をお願いします。

◆児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が一定程度の障がいの状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

■現況届（年1回）を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否（手当支給額）を確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、必ず手続きをしてください。

手続きがスムーズに進むように次のとおり集合受付の日程を設定しています。また、集合受付期間に来ることができない人は、福祉課窓口（1階 ⑥番）で8月6日～31日まで（土日祝日を除く）に必ず現況届を提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。対象者には7月末に郵送で直接案内します。

■集合受付

1. 期 間 =
8月3日（火）・4日（水）
午前9時30分～正午／午後1時30分～7時
5日（木）
午前9時30分～正午／午後1時30分～5時

2. 場 所 = 町役場4階 第1・2会議室

3. 準備するもの =
- ①印かん（児童扶養手当で使用しているもの）
 - ②児童扶養手当証書（オレンジ色）
 - ③身分証明書（運転免許証など）
該当する人のみ提出するもの
 - ④児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人
⇒別居監護申立書（発行日が8月1日以降のもの）
※民生委員または学校長の証明を受けたもの。
⇒住民票とう本（発行日が8月1日以降のもの）
※児童の所属する世帯全員〈省略なし〉のもの
※本籍・続柄が載っているもの

- ⑤その他（詳しくは送付する文書にてご確認ください）

※税の申告等が「未申告」の人は受付できません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。（扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります。）

■支給期間などによる支給停止制度

受給者（養育者を除く）に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、受給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、以下に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に一部支給停止適用除外事由届出書を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

■以下に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません

- ①受給者が、就業しているか、または、求職活動等の自立を図るための活動をしているとき。
- ②受給者が、障害、負傷、疾病等により、就業することが困難であるとき。
- ③監護する児童又は親族が、障害や疾病等で、介護のために就労することが困難であるとき。

■公的年金等との併給について

公的年金^{※1}を受けることができる場合^{※2}は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

※1 公的年金

⇒遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 公的年金を受けることができるとき

⇒請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合なども含みます。
ただし繰り上げ受給が可能である人は、現に公的年金を受けていない場合でもこれに該当しません。

■現況届は受給者本人が届け出をしてください

代理人での届け出はできません。

★お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9060（直通）にお願いします。



◆「母子および父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

母子および父子家庭医療費助成事業は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次の期日に手続きをしてください。対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。

■集合受付期日 = 8月3日(火)・4日(水)・5日(木)

■時間 = 8月3日(火)・4日(水)
午前9時30分～正午／午後1時30分～7時

5日(木) 午前9時30分～正午／午後1時30分～5時

■場所 = 町役場4階 第1・2会議室

■準備するもの = ①印かん

※認め印可 スタンプ式は不可

②健康保険証(世帯全員分)のコピー

※事前にコピーしたものを提出してください。

③身分証明書(運転免許証など)

④養育費などに関する申告書

⑤医療費受給資格者証更新手続きチェックシート

⑥医療費受給資格者証交付台帳

■世帯の状況で必要となる書類＝

(ア) 令和3年1月1日に町内に住民票がなかった人

→個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)が必要です。

・所得の状況を確認します。

・同居の家族の中に令和3年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)も必要です。

(イ) 母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人
→在学証明書または、学生証のコピーは必要です。

(ウ) その他

・後日送付する案内でご確認ください。

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番)で8月6日～31日(土曜・日曜・祝日を除く)までに更新の手続きをしてください。

※更新手続きは受給者本人が行ってください。

代理人による手続きはできません。

※手続きを行わないと、受給資格があっても11月以降の医療費助成はされません。



★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎: 52-9060(直通) お願いします。

◆「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します

■保険料の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」} \\ + \\ \text{被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」} \end{array} = \text{個人単位で計算}$$

計算結果は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で7月中にお知らせします。

詳しくは、通知書に同封して送付する「後期高齢者医療のしおり」をご覧ください。

■保険料の納め方

「年金からの差し引き」「口座振替」「納付書」のいずれかの方法で納めます。

保険料の納付方法を「年金からの差し引き」から「口座振替」に変更したい場合は、お問い合わせください。ただし、納付書による納付への変更はできません。

「納付書による納付」の場合、納め忘れによる未納が発生してしまうことがあります。納め忘れを防ぐため、「口座振替」の手続きをおすすめします。

また、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。曜日や時間を気にせずに納めることができますので、ご利用ください。

◆後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例が見直されます

軽減割合	軽減基準
7割	総所得金額等 ≤ 43万円 + [10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] の世帯
5割	総所得金額等 ≤ 43万円 + (被保険者数 × 28.5万円) + [10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] の世帯
2割	総所得金額等 ≤ 43万円 + (被保険者数 × 52万円) + [10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)] の世帯

※詳しくは、7月に郵送する「後期高齢者医療のしおり」や宮崎県後期高齢医療広域連合の公式サイトをご覧ください。

◆後期高齢者医療保険の障害認定申請をご存知ですか？

65歳以上74歳までの人で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人）は申請し、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかると所得に応じて病院での一部負担金が1割または3割になります。

認定を受けるためには、国保年金係の窓口で申請を行ってください。

加入できる人

- ・身体障害者手帳の1～3級、4級の一部に該当する人
- ・療育手帳Aを持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給している人
- ほか

申請に必要なもの

- ・申請の基準に該当する各種手帳
- または、国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡表（現在加入している医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です。）



★お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係（後期高齢者医療担当）
（1階 ③番窓口）
☎：52-9632（直通）をお願いします。

◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」 「限度額適用認定証」を一斉更新します

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証または、限度額適用認定証を持っている人で、引き続き令和3年度も対象になる人には、7月下旬までに新しい認定証を送付します。

これらを持っていない人で、入院などで認定証が必要な人は、まずは該当するかどうかを電話でお問い合わせください。該当する場合、申請を行うことで認定証を発行します。申請日より遡って発行はできませんので、早めの申請をお勧めします。

■限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証を持っている人は・・・

- ①医療機関での支払いの際に提示することで、支払いが限度額までで済みます。
- ②限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は、入院の際に提示することで、入院時の食事代が減額されます。

■注意

※標準負担額減額の適用は、申請のあった日の属する月の初日からです。

(例)

令和2年度に認定証を交付されていない人が、

7月15日に申請をした場合・・・

↓

令和3年7月1日適用で令和3年7月31日まで有効の減額認定証と、
令和3年8月1日適用で令和4年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

※限度額適用・標準負担額減額認定証は、町県民税（住民税）の非課税世帯に限り交付されます。

■申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療の被保険者証
- ・マイナンバーが分かるもの

◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります

- ・新しい被保険者証は緑色です。
(7月31日までの被保険者証は橙色でした。)
- ・新しい被保険者証は、7月下旬までにオレンジ色の宮崎県後期高齢者広域連合の封筒で本人宛に届きます。
- ・新しい被保険者証が届いたら、台紙からはがして、住所・氏名・生年月日をご確認ください。
- ・被保険者証は、無くさないように大切に保管してください。
- ・新しい被保険者証の有効期限は令和4年7月31日です。
※ただし、保険料の滞納がある人には有効期限の短い被保険者証（短期証）が交付される場合があります。短期証の交付対象となっている人には、事前に納付相談のお手紙を送付しておりますので、早めに納付相談にお越しください。



★お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係（後期高齢者医療担当）

（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）をお願いします。

◆三股町特定高齢者福祉用具給付事業のお知らせ

外出や入浴時に転倒などの不安がある高齢者に福祉用具を支給し、日常生活の安全性を高め、自立した生活を支援します。希望する人は、お問い合わせください。

■対象者＝

町内にお住まいの65歳以上の在宅の人で、介護保険サービスの対象とならない人のうち身体機能が低下し、福祉用具を必要とする人。

町が、対象者の調査を行い、給付の可否を決定しますので、必ず購入前の申請が必要です。

■対象となる福祉用具＝

腰掛便座・入浴補助用具・歩行器・歩行補助つえ（多点つえ）

■自己負担＝

対象者の自己負担は、福祉用具購入金額の1割です。ただし、各福祉用具ごとに限度額を設けていますので、限度額を超えた金額は、全額自己負担となります。

■その他の注意事項＝

- ・今年度の事業予算の範囲内での支給となります。
- ・申請者の身体状況などを考慮し、要介護認定の申請が適当と思われる場合は、要介護認定申請のご案内をさせていただきます。

★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係（1階 ⑦番窓口）

☎：52-9062（直通）にお願いします。



◆水稻の病害虫防除を行います

本年度の水稻の病害虫防除（無人ヘリによる農薬散布）を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

■実施時期＝

場 所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1回目	7月16日 (金)	7月22日 (木)	7月31日 (土)
	2回目	8月16日 (月)	8月23日 (月)	8月31日 (火)

※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は危険ですので、機体の周り20m以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のカンショなどに隣接する水田は、ドリフト（飛散）防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※また、施設園芸ハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



★お問い合わせは、

JA（都城農業協同組合）三股支所・営農経済課

☎：52-1122

にお願いします。

◆令和4年度分「電気防護柵（イノシシ・シカ用）」の申し込みを受け付けます

今回は、令和4年度の予算要望のための聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

- 補助対象 = 防護用施設（電気防護柵 イノシシ・シカ用）
- 補助条件 = ①農耕林地のうち有害獣による被害が多発している場所。
②電気防護柵の長さが原則として200m以上あるもの。
③令和4年度電気防護柵を設置予定場所(田・畑)に作付けすること。
④事業申請の時は「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます（手数料が必要です）。
- 標準事業費 = イノシシ用 6万円
（柵の延長が250mのとき～令和3年度実績）
- 基準補助率 = 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ
予算の範囲、個人負担金3分の1以上
- 申込期限 = 8月31日（火）
※申込期限を過ぎますと受付はできません。
- 申し込み方法 = 原則として希望者本人が、農業振興課 農林整備係で申請して下さい。

★お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農林整備係（3階 ③番窓口）
☎：52-9089（直通）をお願いします。



◆多職種電話相談のご案内

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療や介護に関するご相談をお受けします。

- 対象者 = 町内、都城市の住民と医療・介護従事者
- 相談方法 =



①電話受付

- ・毎月第2木曜日 午後5時30分～7時
- ・電話番号 090-4980-7830

※直接、専門職が電話でお答えします。

※相談対応中のため、電話が繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直してください。

②ファクス受付

- ・ファクス番号 25-5730

※ご希望の専門職の月までに、都城市・三股町在宅ぼんちネット公式サイト (<https://zaitaku-bonchi.net/>) から専用様式をダウンロードして、ファクスしてください。

※ファクス様式は在宅ぼんちネット公式サイトの「お知らせ」→「多職種電話相談」の中にあります。

※電話またはファクスでご返答いたします。

③専門職の相談対応スケジュール

開催月日	専門職種	開催月日	専門職種
8月12日（木）	管理栄養士	12月 9日（木）	言語聴覚士
9月 9日（木）	理学療法士	1月13日（木）	薬剤師
10月14日（木）	介護支援専門員	2月10日（木）	管理栄養士
11月11日（木）	歯科衛生士	3月10日（木）	訪問看護師

※電話番号・ファクス番号はお間違えないようお願いします。

★お問い合わせは、

都城市・三股町在宅医療・介護連携相談支援センター
（都城市北諸県郡医師会事務局内）

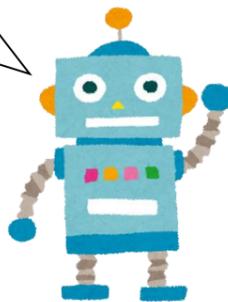
☎：090-4980-7830（月曜～金曜 午前9時～午後4時）
をお願いします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	7月17日（土）毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。 	

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、
代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783
をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

※祭日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



★お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。